

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

# 後見支援員募集要項



狭山市社会福祉協議会公式キャラクター こころちゃん

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

後見支援員募集要項

狭山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等を対象に成年後見事務等を提供するとともに、それらの方々が契約上の不当な不利益を被ったり、福祉サービスの利益を適切に享受できなかつたりすることがないように、また、日常生活を安心して過ごせるよう活動をしています。

1. 具体的な活動内容

成年後見人の事務（保佐人及び補助人の事務を含みます。）の提供補助

成年被後見人（被保佐人及び被補助人を含みます。）の居宅（福祉施設・病院等を含みます。）や用務先（金融機関、市役所等）などを訪問し、成年被後見人等の意向やニーズの把握、心身・生活・財産状況の確認、福祉サービス等の受給状況の確認、その他必要な諸手続などといった日常的な成年被後見人の処遇を、本会職員の指示と連携のもとに行う。併せて、これらに伴う事務処理の補助を行う。

2. 募集職種及び募集人数

- (1) 身 分 ボランティア（活動報酬有り。）
- (2) 職 種 後見支援員（委嘱）
- (3) 募集人数 若干名
- (4) 活動任期 2年以内（ただし、再任有り。）

3. 応募資格

- (1) 市民後見人養成講座を修了している者又は同等程度の知識・経験を有している者
  - (2) 狭山市に居住している者
  - (3) 平日に月2回以上の活動ができる者
  - (4) 普通自動車免許を有する者
- ※ 次に該当する方は応募できません。
- ・ 成年被後見人、被保佐人及び被補助人
  - ・ 民法第847条に該当する者
  - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

#### 4. 応募方法

後見支援員志願書、市民後見人養成講座の修了が分かる書類の写し（本会で開催した市民後見人養成講座修了者については修了書類の省略が可能）を提出

##### (1) 提出先

狭山市社会福祉協議会 狭山市駅東口事務所（さやま成年後見センター）  
〒350-1306 狭山市富士見 1-1-11

##### (2) 提出方法 さやま成年後見センターに郵送又は持参

※ 持参の場合は平日の午前9時から午後5時までをお願いします。

※ 提出書類については、返却いたしません。

#### 5. 応募期間

平成30年12月21日（金）～平成30年1月22日（火）（消印有効）

#### 6. 選考方法

##### (1) 1次試験 書類選考

##### (2) 2次試験 面接

※ 面接は2月中旬から3月上旬を予定しています。

詳細な日程・場所は後日連絡をします。

#### 7. 合否の連絡

応募者全員に文書により結果を通知します。

選考結果等に関する問い合わせには、一切応じません。

#### 8. 活動条件

##### (1) 登録・委嘱

選考に合格された者を後見支援員として登録し、委嘱します。

##### (2) 活動開始時期

本会が受任している成年被後見人等の状況等を考慮し、委嘱した者の中から後見支援員として活動を開始させていただきます。なお、活動開始については、本会の受任状況により、活動開始が数か月先、又は活動開始に至らないまま委嘱期間が満了となることがありますので、あらかじめご了承ください。

##### (3) 活動日及び活動時間

月1日から月8日程度。午前9時から午後5時までの間で活動可能な時間。

1回の活動時間は1時間から3時間程度。

(4) 保険

後見支援員としての活動中に事故が生じた場合、本会が加入している賠償補償、傷害補償、感染症補償にて対応します。

(5) 活動報酬

成年被後見人等への活動援助にかかわる時間に応じて、1回あたり600円と1時間あたり800円を活動報酬として毎月1回支給します。

※ 本会が認める会議や研修会へ参加した場合は、本会規定に基づき、別途、費用弁償を支給します。

(6) 活動場所

狭山市内及び近郊

9. 問い合わせ先

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

(狭山市駅東口事務所)

地域福祉担当 畑中 (はたなか)

〒350-1306 狭山市富士見 1-1-11

TEL 04-2956-7665 / FAX 04-2956-7668

Eメール [higashiguchi@sayama-shakyou.or.jp](mailto:higashiguchi@sayama-shakyou.or.jp)

